

インターネットでの情報提供資料
平成27年5月12日

所 属	大垣市総務部課税課
担 当	課長：田中 主幹：川合 係：名和
連絡先	81-4111（内線348・349）

## 平成27年度税制改正による法人市民税均等割の税率区分の基準等について

○ 平成27年度税制改正により、法人市民税均等割の税率を決定する基準について、原則、従来どおり「資本金等の額」としつつ、「資本金等の額」が「資本金と資本準備金の合計額」を下回る場合、「資本金と資本準備金の合計額」を採用することになります。なお、同基準は、法人事業税資本割の課税標準に統一されることになります。

### ① 法人税法上の「資本金等の額」

又は

### ② 「資本金と資本準備金の合計額」

①と②のいずれか大きい方の額を税率決定時に使用します。

## 1. 法人市民税均等割の税率区分の基準

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、法人市民税均等割の税率を決定する際の基準が変わります。

	平成27年3月31日以前に 開始する事業年度	平成27年4月1日以後に 開始する事業年度
基 準	資本金等の額	① 資本金等の額 ② 資本金+資本準備金 ⇒①>②の場合、①の額 ①<②の場合、②の額

## **2. 予定申告の経過措置**

平成27年4月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告について、改正前の規定により算定した前事業年度の末日現在の「資本金等の額」を用いることとする経過措置が設けられています。

## **3. 資本金等の額の調整**

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、法人市民税均等割の税率を決定するの基準となる「資本金等の額」について、法人事業税資本割の課税標準と同様、「資本金等の額」から無償減資・資本準備金の取り崩し額（欠損てん補等）を控除するとともに、無償増資の額を加算する措置を講じることになります。